

## 日本非核宣言自治体協議会令和4年度講演会等開催支援事業募集要項

### 1 目的

原子爆弾の惨状を広く住民に伝え、戦争の悲惨さをより深く理解してもらうため、予算の範囲内において、日本非核宣言自治体協議会（以下、「非核協」という）会員自治体による平和啓発のための講演会等（オンライン配信含む）の開催を支援することを目的とする。

### 2 募集期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 対象事業 ※次の(1)~(4)のすべてを満たすこと

(1) 会員自治体が令和4年度に主催する、平和啓発を目的とした事業であること。

複数の団体で組織する実行委員会形式で事業を実施する場合、会員自治体が実行委員会の事務局を担っていること。

(2) 講師を招き、被爆・戦争体験の継承や平和啓発のための講演が行われていること。

(3) 同一または近隣の会場で、巡回原爆展パネル、ミニミニ原爆展ポスター、平和とまなびポスター、その他被爆写真等を活用した原爆展が開催されていること。

(4) 1回の事業において、一般住民100人以上の参加が見込まれること。

### 4 助成対象経費

(1) 講師謝礼金

(2) 講師旅費

(3) (1)~(2)に付随する委託料

### 5 助成限度額

助成対象経費の2分の1の範囲内とし、5万円を限度額とする。

### 6 助成自治体数

15自治体程度を見込む

### 7 申請手続

(1) 申請者は、次の書類を非核協事務局（以下、「事務局」という）へ提出すること。

ア 講演会等開催支援事業助成金交付申請書（第1号様式）

イ 講演会等経費支出明細書（見込）（第2号様式）

ウ その他、企画書、チラシ、パンフレット等、事業の概要が分かる資料

(2) 申請者は事業の内容に変更が生じた場合、次の書類を事務局へ提出すること。

ア 講演会等開催支援事業助成金交付変更申請書（第3号様式）

イ その他、企画書、チラシ、パンフレット等、変更後の事業の概要が分かる資料

## 8 実施報告及び助成金交付

- (1) 申請者は、事業終了後、すみやかに次の書類を事務局へ提出すること。
  - ア 講演会等開催報告書（第5号様式）
  - イ 講演会等経費支出明細書（決算）（第6号様式）
  - ウ 写真、事業報告書等、事業の開催状況が分かる資料
- (2) 事業終了後に申請する場合は、申請と同時に第5号様式及び第6号様式を提出すること。

## 9 助成金の額の確定

事務局は、報告された内容が適正であると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、次の書類に申請者に通知する

講演会等開催支援事業助成金確定通知書（第7号様式）

## 10 助成金の交付

- (1) 申請者は、助成金確定の通知を受けた後、次の書類により助成金を請求する。

講演会等開催支援事業助成金交付請求書（第8号様式）
- (2) 助成金は、実施内容等の確認後、第8号様式により指定された口座に振り込むこととする。

## 11 その他

- (1) 助成の決定は予算の範囲内で申請の先着順とする。
- (2) 1会員自治体への助成は、1会計年度あたり1回とする。